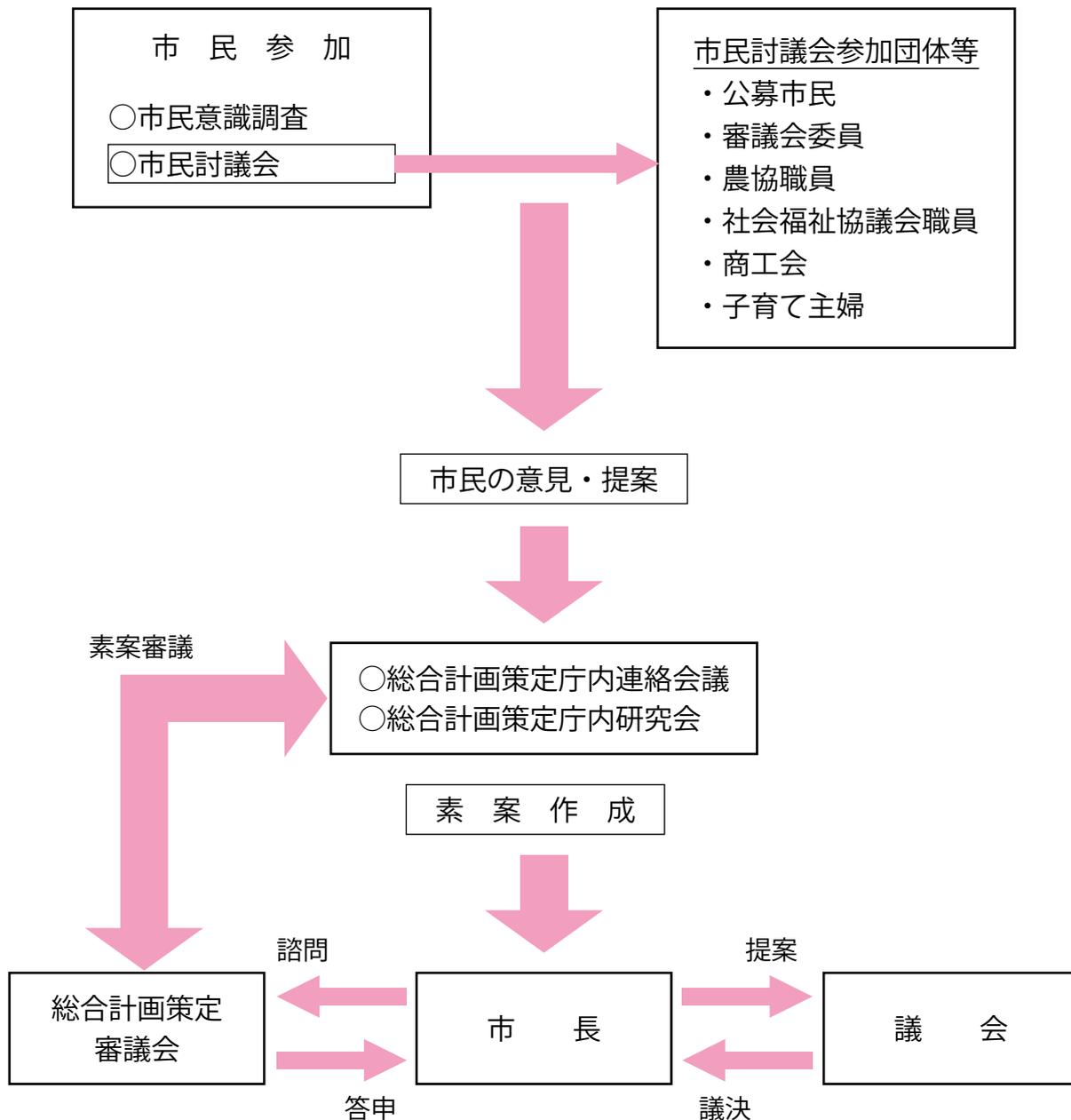


第2次 つがる市総合計画

資 料 編



## 資料 1 第 2 次つがる市総合計画策定体制



## 資料 2 第 2 次つがる市総合計画策定経緯

実 施 日	実 施 項 目
平成26年11月6日	第2次つがる市総合計画策定委託業者選定委員会
平成26年11月11日	第2次つがる市総合計画策定業務委託契約締結
平成26年12月25日	第2次つがる市総合計画策定の市民意識調査
平成27年2月3日	第2次つがる市総合計画策定庁内連絡会議設置
平成27年2月24日	第2次つがる市総合計画策定審議会設置及び第1回審議会
平成27年3月2日	第2次つがる市総合計画策定第1回庁内連絡会議
平成27年3月20日	第2次つがる市総合計画策定第1回市民討議会
平成27年5月12日	第2次つがる市総合計画策定第2回市民討議会
平成27年5月13日	第2次つがる市総合計画策定第2回庁内連絡会議
平成27年6月2日	第2次つがる市総合計画策定第1回庁内研究会
平成27年7月14日	第2次つがる市総合計画策定第2回審議会
平成27年7月14日	第2次つがる市総合計画策定第2回庁内研究会
平成27年7月14日	第2次つがる市総合計画策定第3回市民討議会
平成27年7月23日	第2次つがる市総合計画策定第3回庁内連絡会議
平成27年10月20日	第2次つがる市総合計画策定第3回庁内研究会
平成27年10月21日	第2次つがる市総合計画策定第4回庁内連絡会議
平成27年10月26日	第2次つがる市総合計画策定第3回審議会
平成27年12月22日	第2次つがる市総合計画策定第4回審議会（諮問）
平成28年1月12日	第2次つがる市総合計画案パブリックコメント*
平成28年2月9日	第2次つがる市総合計画策定第5回審議会（答申）
平成28年3月17日	第2次つがる市総合計画策定



## 資料3 つがる市総合計画策定審議会条例

平成17年2月11日 条例第8号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、つがる市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員で議長の推薦する者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 各種団体の推薦する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 欠員が生じた場合補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附則（平成24年12月18日条例第31号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料4 第2次つがる市総合計画策定審議会委員名簿

No	区分	氏名	機関名
1	(1)	平川 豊	つがる市議会議員
2	(1)	木村 良博	つがる市議会議員
3	(1)	佐藤 孝志	つがる市議会議員
4	(2)	山本 康樹	つがる市農業委員会（会長）
5	(2)	成田 悦雄	つがる市教育委員会（委員長）
6	(3)	長内 隆彦	つがるにしきた農業協同組合（代表理事常務）
7	(3)	中村 邦臣	ごしょつがる農業協同組合（代表理事専務）
8	(3)	松野 昭一	車力漁業協同組合（理事）
9	(3)	千田 剛	つがる市社会福祉協議会地域支援課（課長）
10	(3)	宮本 純一	つがる市商工会（会長）
11	(3)	渡邊 欣弥	つがる市連合PTA（会長）
12	(3)	齋藤 美代子	つがる市文化団体協議会（副会長）
13	(3)	鶴賀 善宏	つがる市自治会連合会（副会長）
14	(4)	平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科准教授
15	(4)	川嶋 大史	つがる市観光物産協会（会長）
16	(5)	葛西 貢造	つがる市社会教育委員会（委員長）

（区分）

- （1）市議会議員で議長の推薦する者 （2）行政委員会の委員 （3）各種団体の推薦する者  
（4）学識経験のある者 （5）前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

## 資料5 第2次つがる市総合計画策定庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 つがる市における第2次総合計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査・検討するとともに、相互の連携を図るため、つがる市総合計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、計画の策定に関し必要な次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 基礎資料等の収集に関すること。
- (2) 施策及び事業等の調査研究に関すること。
- (3) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。
- (4) 計画素案の作成に関すること。

### (構成)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長は、総務部長をもって充てる。
- (2) 副会長は、財政部長をもって充てる。
- (3) 委員は、民生部長、福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、農業委員会事務局長、消防長をもって充てる。

3 連絡会議は、総合計画の策定に関し、専門的な意見を聴取するため、会長が指名するアドバイザーを置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、任務が終了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議の招集)

第6条 会長は、必要に応じて随時連絡会議を招集する。

2 連絡会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (研究会)

第7条 連絡会議に研究会を置く。

2 研究会は、実現の可能性が高い政策を通じた実施計画の作成のため、あらゆる方面から検討を加え、関係行政部門の意見等の集約、整理等を行うものとする。

(研究会の主宰及び構成)

第8条 研究会は、総務部次長が主宰する。

2 研究会の会員は、各部局から推薦された職員をもって充てる。

(研究会の開催)

第9条 総務部次長は、必要に応じて随時研究会を開催する。

(研究会の結果の処理)

第10条 総務部次長は、研究会の審議結果を連絡会議に報告するものとする。

(庶務)

第11条 連絡会議の庶務は、総務部企画調整課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

別表（第8条関係）

連絡会議（部長等）	研究会（推薦された職員）
総務部	総務課、秘書広報課、企画調整課、企画調整課地域創生対策室
財政部	財政課、税務課、収納課、管財課
民生部	市民課、国民健康保険課、環境衛生課
福祉部	福祉課、健康推進課、介護課、保護課
経済部	農林水産課、農村整備課、商工観光課、地域ブランド対策室
建設部	土木課、建築住宅課、下水道課
教育委員会事務局	教育総務課、社会教育文化課、指導課
農業委員会事務局	農業委員会事務局
消防本部	総務課、予防課、警防課

## 資料 6 第 2 次つがる市総合計画策定審議会へ諮問

つ 企 第 7 2 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

第 2 次つがる市総合計画策定審議会

会長 平 井 太 郎 様

つがる市長 福 島 弘 芳

### 第 2 次つがる市総合計画（案）について（諮問）

第 2 次つがる市総合計画を策定するにあたり、つがる市総合計画策定審議会条例（平成 17 年 2 月 11 日条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、別添の第 2 次つがる市総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

## 資料7 第2次つがる市総合計画策定審議会から答申

平成28年2月9日

つがる市長 福島弘芳様

つがる市総合計画策定審議会

会長 平井太郎

### 第2次つがる市総合計画（案）について（答申）

平成27年12月22日付けつ企第728号で諮問のあった第2次つがる市総合計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり取りまとめたので答申します。

なお、当計画の策定及び推進にあたっては、下記事項に配慮されることを望みます。

#### 記

- 1 計画の推進にあたっては、基本構想に掲げた「未来に希望を感じる活力あるまち」、「思いやりとやさしさにあふれるまち」及び「郷土に誇りと愛着を感じるまち」の実現に向けて、市民の参画を得て取り組んでいただきたい。
- 2 毎年度、市民がワークショップ\*等により本計画の内容や進捗状況を把握・点検できるような仕組みを構築していただきたい。
- 3 本計画の趣旨や内容を広く市民に理解してもらうため、分かりやすく広報・情報発信していただきたい。

## 資料 8 用語解説

用語	内容	記載ページ
<b>アルファベット・数字</b>		
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略称。従来使われてきた IT に C (Communication) が加えられ、情報を適切に伝達するための技術を総称して使われている。	97、101
NPO	Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法 (NPO 法) に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。	46、84、87
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット等を通じて人と人とのつながりの場を提供するサービスのこと。	67、96
Wi-Fi	無線でネットワークに接続する技術のこと。外出先からパソコンやスマートフォン、タブレット* 端末等を通じてインターネットに接続できるようにするためのサービス。	67
<b>あ行</b>		
アイデンティティ	さまざまな環境変化や時間の経過においても変わらず持ち続ける普遍的な独自性をいう。あるものがその存在であることを認識させるもの。自己同一性。	104
一次予防	生活習慣の改善等により、疾病の発生そのものを予防すること。	76
一般就労移行者数	福祉施設での就労から一般企業等での就労に移行する者の数をいう。	89
インセンティブ	人の意欲や行動を引き出すために外部から与える刺激・誘因のこと。一般に報奨金やポイント付与、負担の免除等がある。	77
<b>か行</b>		
合併算定替え	市町村合併が行われた場合、スケールメリットによる経費節減が可能となることから、一般的には地方自治体に交付される交付税額は減少するが、これを合併した年度及びその後10年間は合併前の市町村ごとに算定される額の合計額を下回らないように算定し、その後5年間で段階的に縮減していく制度のこと。合併特例法で定められている。	35
合併特例債	平成の大合併時において、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、特例的に起債できる地方債。事業費の95パーセントに充当でき、返済金額の70パーセントが普通交付税で措置される。	35
行政評価システム	行政が実施している政策、施策や事務事業についての必要性や効率性、成果等の視点から点検・評価し、その結果を生かすことによって、より効果的かつ効率的な行財政運営を行っていくための仕組み。	49、114、115

用語	内容	記載ページ
グローバル化	政治、経済、文化などさまざまな分野において、国や地域といった垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われるようになっていくこと。	8、62、100
ケアマネジメント	利用者の希望や状況に応じた適切な介護計画を立てるとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価すること。	87
高収益労働集約型農業	施設野菜、花き、果樹など、小規模でも単位面積あたりの収益が大きい農業を「収益型」といい、栽培に関する作業の大部分が機械化するのが困難な農業を「労働集約型」という。	55
<b>さ行</b>		
産官学金労	産（＝産業界）官（＝行政）学（＝教育機関）連携に加え、金（＝金融）、労（＝労働団体）との連携により、地方創生を効果的かつ効率的に推進することを示したもの。	12
シミュレーション	実際に行うことが困難な事象に対して、現実想定される条件を取り入れて、実際に近い状況をつくり出すこと。また、ある仮説のもとに結果を予測、分析するために行われる模擬実験のこと。	41
資源循環型社会	廃棄物の再生や不用品の交換などにより資源が繰り返し利用され、環境への負荷が少ない社会のこと。	9、47、92、93
就労移行支援	障害福祉サービスのひとつで、一般企業等への就労を希望する人に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のこと。	89
就労継続支援A型	障害福祉サービスのひとつで、一般企業等で雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づいた生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う事業。	89
情報モラル	情報社会において適正な活動を行うための基となる考え方と態度。具体的には、インターネットなどを利用する際のルールやマナー、危険回避、個人情報やプライバシー、人権侵害や著作権に対する対応など。	97
スキルアップ	技術力や能力を高めること	63
ソーシャルキャピタル	組織やコミュニティ内部の信頼関係や互惠関係のこと。	12
<b>た行</b>		
第三セクター	国及び地方公共団体が経営する公企業（第一セクター）や民間企業（第二セクター）とは異なる第三の方式による法人のこと。国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する法人を指すことが多い。	117
タブレット	iPad（アイパッド）に代表される、板状のものにパソコン機能が盛り込まれたオールインワン・コンピュータの総称。	9、101、129
着地型観光	旅行先の地域が主体となって、地域の良さをアピールし、旅行プランなどを組み立てる新しい観光形態。旅行会社が企画し、参加者を連れていくものを「発地型」という。	43、66、67

用語	内容	記載ページ
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。	46、81、86、87
通学路安全プログラム	児童生徒が安全に通学できるよう、学校・家庭・地域・関係機関と連携して通学路の危険箇所を点検し、対策案を検討するとともに、継続的に安全確保を図っていくための取組を進めるプログラムのこと。	101
低炭素社会	地球温暖化を防ぐため、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のこと。	9
<b>な行</b>		
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。認知症を発症したときから生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくものをいう。	87
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受入れることができる施設。	77
<b>は行</b>		
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、木質資源、下水汚泥、家畜糞尿、食物残渣等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源をいう。	93
パブリックコメント	意見公募手続。行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。	111、122
バリアフリー教育	高齢者や障がい者が生活を営む上でのさまざまな物質的、精神的障壁 (バリア) についての理解を深めることを目的とした教育。	85
福祉有償輸送事業	社会福祉法人や NPO* 法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等に運送を行うもの。実施にあたっては、国土交通省の登録が必要。	71
負のスパイラル	連鎖的に悪循環が生じること。	70
ブランディング	ブランドとして認知されていないものをブランドへと育て上げること。ブランドを構成する要素を強化し、ブランド力を上げていくための活動。	63
プロモーション	消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。	31、63
ホスピタリティ	心のこもったもてなしのこと。	66
<b>や行</b>		
ユニバーサルデザイン	障害者や高齢者だけでなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりをすることをいう。	93

用語	内容	記載ページ
ら行		
ライフステージ	年齢の段階。人生のある時期。	77
わ行		
ワークショップ	仕事場、作業場。ここでは、まちづくりをテーマに地域住民が共に参加し、調査活動や課題の検討、実現のための仕組みの提案等を共同作業でまとめていく手法をいう。	29
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和がとれた状態。このことにより、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるような社会を目指している。	103